

一八七九年改正会社法の歴史的意義

——イングランドにおける株式銀行の成立によせて——

一 対象限定と分析視角

イングランドにおける今日の巨大「商業銀行」の歴史的原型はいつ、いかなる形で生成してきたのか、という点についてはすでに多くの論者によって語られてきており改めてとりあげるには及ばないテーマのごとく思われるかもしれないが、あえて論ずるに値するだけの盲点があるかもしれないが、あえて論ずるに値するだけの盲点がある。と、いうのは、往々にして大ブリテン島の内部における発展のみが強調されすぎるくらいがあるからである。内から外へ、あるいは外から内への発展が度外視されているのである。抜けおちた観点を意識的に導入することにより

「商業銀行」の発生史をとらえなおしてみる、というのが本稿の主たる課題である。

イングランドにおいて一般的に「商業銀行」と称されているものは三つの要素が結合した所産としてその歴史的内容が把握されうると考えられる。すなわち、業務面における預金銀行という性格、経営ならびに会社組織の面における支店制および株式会社形態である。本稿においては後二者の要素に力点が置かれているが、その理由は銀行業務の変遷をたどるばあいはちがった系譜的連関が跡づけられるように思われるからである。したがってここで議論の対象とするのは支店制株式銀行の形成プロセスであり具体的にはそのメルクマールとしての一八

神 武 庸 四 郎

七九年改正会社法の歴史的な位置づけである。

二 一八七九年法の主内容

一八七九年の会社法 (An Act to amend the Law with respect to the Liability of Members of Banking and other Joint Stock Companies: and for other purposes) はもっぱら銀行の有限責任制をいかなる形で賦与すべきかということにその趣旨があつたと言つてよい。同法案 (Banking and Joint Stock Companies Bill) の提案理由は当時の大蔵大臣ノースコート (Sir S. H. Northcote) によつて詳しく説明されている。⁽¹⁾ 彼は、一八七八年秋のグラスゴウ市銀行 (The City of Glasgow Bank) の倒産によるパニックを契機として従来の会社法の不備な点をおぎなう必要が生じたと述べ、なにがしかの法律的規定を要する問題を二点にわたり指摘した。第一に、現行会社法ではひとたび無限責任会社として登記されると有限責任会社として再登記できないことである。その結果、倒産が起ると財力のある株主はほぼすべての個人財産を喪失する危険性が高まるから無限責任会社の株主たる地位をますます忌避しがちとなり、「資力の劣った階級

(Inferior class)」が彼らに代つて株主となる傾向が生ずる。だから会社の信用状態は資力のある株主のいる株式会社⁽²⁾よりもかえつて低下してしまうことになる。ノースコートはこのように現行法を批判し、続いて第二に、合本会社を設立するばあい、事実上、選択肢は二通り——「完全無限責任 (absolutely unlimited)」会社か、もしくは株式額面額を限度とする有限責任の会社か——しかなく中間形態が存在しない点に論及している。前者の弊害はすでに触れた通りだが、後者のばあいには「責任が厳格に株式額面額に制限されており、それらの株式の大部分または全部について払込請求がなされても銀行の倒産およびその資本金の喪失に際して債権者に支払うための準備金がほとんど無きに等しいようなことになり」かねない。彼はそこで「完全無限責任」と「完全有限責任」との「中間的な状態」をつくり出す必要があるとしてつぎのように述べている。「このような中間的地位は、多くのすぐれたわが植民地銀行により占められている地位によつて示唆されているように思われます。植民地銀行に賦与された特許状の多くの事例において責任は…… (中略) ……株式額面額に各額面の何倍かの額を加えた

ものに制限されており。たとえば、株式が一株百ポンドのばあい株主の責任は一株につき全部で二百ポンドないし三百ポンドになります。「この方式について彼は「追払債務 (Reserve liability)」と名付けることを提案しそれを採用している銀行を「追払債務銀行 (Reserve Liability Bank)」と命名している。総じて同法案の趣旨説明に現われている政策的含意は「銀行会社が現行法のもとで再登記するか、または私がいま述べた、植民地銀行のばあいに多く採用されている制度と類似の制度に基づいて再登記することを可能ならしめること」であって、そのばあい、銀行の信用状態低下を抑制する手段として、「追払債務」のほかに、ノースコートは、政府が直接的にも間接的にも介入しない形での銀行会計監査制度の確立をはかろうとした。法案のなかみを表現するこれら二つの方式は実質的変更をうけることなく⁽³⁾一八七九年八月一五日に成立した制定法に組み入れられ銀行関係の会社法の拡充がここに実現される運びとなった。

一八七九年法の主内容はおよそ以上の通りであるが、同法の歴史的意義はその根幹をなす「追払債務」制を早熟的に実現した植民地銀行の動向をぬきにしては考えら

れない。この点はたんに「追払債務」制の歴史的継承關係を論ずるだけでは決着のつけられない問題を含んでいる。そこで次節においては、一層幅広い視野から、一八七九年法の画期としての意義を明らかにし「商業銀行」の原型を確定する作業に移ることにしよう。

(1) *Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd series, Vol. 245, Col. 790—800. なお、法案の審議経過は下記の通りである。庶民院においては四月二日に第一読会が行なわれ、続いて七月二日と二九日の両日に第二読会、八月一日に第三読会が開かれた。第三読会終了後、ただちに法案は貴族院にまわされ翌日の八月一日までに第三読会が終了。そして八月一日には勅許 (Royal Assent) が下った。詳しい審議内容については *Ibid.*, Vol. 245, Vol. 247, Vol. 248, および *Ibid.*, Vol. 249. 参照。

(2) 言うまでもなく、有限責任会社をさす。

(3) しかしながら法案に現われていた「追払債務」という表現は改正会社法の本文(以下、法律とよぶ)には存在しない。このことは法案の第四、第五条と法律の第四、第五条とを比較すれば判明する(法律の全文については *The Law Reports*, Vol. 14, 1879, pp. 254-6. 参照。また法案の全文については *The Bankers' Magazine*, Vol. 39, 1879, p. 449. 以下参照)。法案第四条において「一八六二年から一八七九年に至る諸会社法のもとに追払債務会社

として登記しうる」という箇所は法律第四条では「本法律の諸規定のもとに有限責任会社として再登記しうる」となっている。また法案第五条は表現に大幅な修正が加えられることになった。法案第五条の主要部分はつぎの通りである。「追払債務会社の諸性格は以下のごときものとする。

すなわち、(1) 『追払債務』ないし『追払による有限責任 (limited by reserve)』と云う言葉はあらゆる追払債務会社の社名の一部をなすものとする。(2) 追払債務会社が清算されるばあいには当該会社の各株式に関して(もしあるとすれば、かかる株式の名目額のうちで未払込となつてゐる部分に加えて)かかる株式に付帯する追払債務額が支払われねばならない。またかかる追払債務額はこれだけの額が当該株式の名目額の一部であるばあいと同様の人物によつて同様の手続きにおいて支払われるものとする。(3) 各株式に付帯する追払債務額は当該株式の額によつて規制されるものとし、また支払うべき対象となる株式の名目額に等しいか、もしくはその何倍かの額に等しい額となるものとする。(4) 各株式に付帯する追払債務額は、本法律に準拠して結成される追払債務会社のばあい、基本定款に明記されるものとし、また本法律に準拠して追払債務会社として登記する無限責任会社のばあいには登記に同意するとき会社に構成員によつて承認される決議のなかに表現されねばならない。(5) 無限責任会社が追払債務会社として登記することにより獲得される責任の限界はかかる登記に先行

して契約されたいかなる債務ないし負債にも適用されない。またかかる債務ないし負債は無限責任会社として登記された会社の債務ないし負債が執行されるのと同じ方式で執行される。」これらの諸規定のうち、(1)は削除され、(2)から(4)までは法律第五条に、(5)は法律第四条後段に継承されている。これらがどのように継承されたのかを示すために、特に「追払債務」の本質にかかわる法律第五条の全文を引用しておこう。「無限責任会社は、一八六二年から一八七九年に至る諸会社法のもとに有限責任会社として登記することに同意をえるときに会社構成員によつて承認される決議によつて、またかかる登記を目的とするか原因とするかして、各株式の名目額を増加させることにより資本金の名目額を増加せしめることができる。ただし常にかくして、増加せしめられた資本金のいかなる部分も当該会社が清算される結果および清算を目的とする以外には払込請求がなされえないものとする。また、名目資本金のかかる増加についてならん決議がなされえないばあい、無限責任会社は前述の決議によつて、未払込資本金の一部が当該会社の清算される結果および清算を目的とするもの以外には払込請求がなされえないと定めることができる。無限責任会社は特別決議によつていまだ払込まれていない資本金のいかなる部分も当該会社の清算される結果および清算を目的とするもの以外には払込請求がなされえないと宣言することができる。そしてそのときただちに

かる資本金部分は当該会社の清算される結果および清算を目的とすることによる以外には払込請求がなされえないものとす。⁽¹⁾ (傍点——引用者) この条文から、法案の趣旨は原則的に踏襲されていることがわかるし、傍点を付した部分が「追払債務」に該当していることは容易に判断がつくであろう。したがって本質的には「追払債務」規定は存続していたと言えるのであって、この言葉を法律の文言に利用しなかったのは、庶民院第一読会においてノースコート自身が答弁したように、「追払債務」額をどの程度にするべきかということについてはできるだけ銀行自身の裁量に委ねるといふ「原理 (principle)」が支持されたからであると思われる。しかし銀行の側では積極的に「追払債務」をはっきり定めようという意向が強かったことは後掲の表1から確認されうるのである。

三 一八七九年法の歴史的意義

研究史のうえで数量的に確認すべきのことであるが、一八八〇年以降イングランドの株式銀行においてはその負債構成上、払込資本金の総負債額にしめる百分比が低下し預金の同じ割合が上昇するという傾向が続き、他方、資産構成についてみると流動性の高い資産の構成比が高まっていた。⁽¹⁾ これらの現象はいわゆる「商業銀行」化

の指標となるものである。さらに同じ時期には、全国的支店網の形成が見られたことも周知の事実であろう。⁽²⁾ そこで、この時期の株式銀行を、以下の行論を先取りして、「支店制株式預金銀行」と称することにすれば、そうした型の銀行の成立にとって一八七九年法がいかなる画期的意義をもったかという点を説明することがどうしても必要となる。まず第一に、同法が「支店制株式預金銀行」時代の推進力をなした銀行合同運動に対して促進的な役割を演じたかどうかということが問題になるが、これについては否定的な解答を与えることはできないように思われる。サイクス (T. Sicks) は同法が銀行合同を促した根拠を二点にわたり指摘している。⁽³⁾ 第一に、同法によって導入された強制監査制度は銀行に「安全弁」を与えて個人銀行から株式銀行への顧客勘定の移転をもたらして株式銀行への銀行業務集中を早めたこと、第二に、株式銀行株の市場性を同法が高めたこと、である。これらの主張のうちで第一点についてはヤッフエ (E. Jaffe) も支持している。⁽⁴⁾ というのは、彼によれば、株式銀行は形式的かつ杜撰な監査を実施しさえすればよかった一方でそれによって得た「安全性」というイメージを、一八九

表 1 List of Banks which have availed themselves of the Bank Act, 1879.

| Name of Banks | Present Capital | | | Future Capital | | | | |
|--|-----------------|---------|---------|-----------------|---------|----------------------|---------|--------|
| | subscri- bed | paid up | reserve | subscri- bed | paid up | reserve liability | reserve | unpaid |
| Birmingham, Dudley & District Bank | 570 | 288 | 128 | 750 | 300 | — | 182 | 450 |
| ● Birmingham & Midland Capital & Counties | 300 | 300 | 210 | 1,440 | 300 | 840 | 210 | 300 |
| Carlisle & Cumberland City | 1,750 | 350 | 210 | 1,750 | 350 | 1,050 | 210 | 350 |
| Halifax Joint Stock Leicestershire | 400 | 100 | 80 | 400 | 100 | 200 | 80 | 100 |
| London & County | 1,200 | 600 | 210 | 2,400 | 600 | 1,200 | 210 | 600 |
| London & Westminster | 500 | 200 | 190 | 1,000 | 400 | 400 | 190 | 200 |
| ● National Provincial Northamptonshire Union | 750 | 300 | 100 | 1,000 | 400 | 400 | 150 | 200 |
| Sheffield Banking Co. | 3,750 | 1,500 | 750 | 8,000 | 2,000 | 4,000 | 1,000 | 2,000 |
| Yorkshire Banking Co. | 10,000 | 2,000 | 1,089 | 14,000 | 2,800 | — | 2,800 | — |
| North & South Wales Munster, Ltd. | 3,113 | 1,688 | 930 | 12,038 | 2,228 | 8,025 | 1,380 | 11,200 |
| Union Bank of Australia | 663 | 159 | 172 | 900 | 210 | 300 | 210 | 390 |
| | 419 | 293 | 115 | 1,000 | 331 | — | 142 | 669 |
| | 500 | 250 | 35 | 1,500 | 375 | 750 | 135 | 375 |
| | 500 | 500 | 250 | 2,000 | 500 | 1,500 | 250 | — |
| | 1,000 | 350 | 150 | 1,500 | 525 | 750 | 275 | 225 |
| | 1,500 | 1,500 | 800 | 4,500 | 1,500 | 3,000 | 817 | — |

SOURCE: *The Bankers' Magazine*, Vol. 40, 1880, p. 296.
 (備考) 表の数字は1,000ポンド・スターリング単位であり、100ポンド以下は四捨五入。なお、この時点において、追払債務をとらぬ登録をする意向を示しつつも、いまだ計画が完了していない銀行は下記の通り：
 Stamford, Spalding and Boston Banking Co.,
 Manchester and Liverpool District Bank,
 Pares's Leicestershire Banking Co.,
 Sheffield and Rotherham Banking Co.,
 Leamington Priors and Warwickshire Banking Co..

(75) 一八七九年改正会社法の歴史的意義

表 2

| 銀行名 | 店舗数 | 資本金 総負債 (%) | 預金 総負債 (%) | 株主数 |
|---|-----|----------------|---------------|-------|
| Purely London Banks: | | | | |
| London & Westminster | 8 | 5.8 | 88.2 | 4,800 |
| London Joint Stock | 6 | 5.3 | 72.1 | 2,560 |
| Union Bank of London | 5 | 6.6 | 67.6 | 2,800 |
| City | 6 | 8.2 | 45.1 | 830 |
| Imperial, Ltd. | 3 | 17.0 | 53.8 | 530 |
| Central, Ltd. | 5 | 11.2 | 86.3 | 350 |
| Alliance Ltd. | 1 | 23.2 | 55.8 | 1,240 |
| Metropolitan, Ltd. | 1 | — | — | 540 |
| St. James, Ltd. | 1 | — | — | 28 |
| W. London Commercial Ltd. | 2 | — | — | 109 |
| London Banking Association, Ltd. | 1 | — | — | — |
| Merchant Banking Co. of London, Ltd. | 1 | — | — | 260 |
| London & Provincial Banks | | | | |
| National Provincial | 138 | 5.2 | 87.8 | 3,312 |
| London & County | 149 | 5.4 | 80.6 | 3,250 |
| Consolidated, Ltd. | 4 | 18.7 | 72.8 | 1,650 |
| Midland Banking Co., Ltd. | 28 | 16.9 | 80.5 | 887 |
| London & South Western Ltd. | 27 | 15.1 | 83.5 | 580 |
| London & Provincial, Ltd. | 55 | 9.9 | 88.0 | 625 |
| London & Yorkshire, Ltd. | 11 | 22.4 | 77.4 | 539 |

SOURCE: John Dun, *British Banking Statistics*, 1876., pp. 10-11 and pp. 38-43.

NOTE: 預金には支払い配当金 (Dividend Due) が含まれており、また総負債の他の科目は引受手形および積立金である。

表 3

| Date of Establishment | Number of Purely London Banks | Number of London & Provincial Banks |
|-----------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 1831—35 | 1(0) | 1(0) |
| '36—40 | 2(0) | 1(0) |
| '41—45 | — | — |
| '46—50 | — | — |
| '51—55 | 1(0) | — |
| '56—60 | — | — |
| '61—65 | 4(4) | 4(4) |
| '66—70 | 2(2) | — |
| '71—74 | 2(2) | 1(1) |
| Total | 12(8) | 7(5) |

SOURCE: John Dun, *British Banking Statistics*, 1876., p. 20.

NOTE: カッコ内は株式銀行数を示す。

○年のベアリング危機以後の個人銀行の急速な没落に見られるように、十分に利用しつくすことができたからである。具体的根拠には乏しいけれども、かかる推論を裏書きするかのごとく、のちのビッグ・ファイブ形成につらなる銀行合同運動の主役たちは一八七九年法制定後に株式銀行化している。表1には一八八〇年第一・四半期までに株式銀行となったものが示されている。そこにあるが、翌一八八一年にはミッドランド銀行 (Birmingham and Midland Bank) とナショナル・プロヴィンシャル銀行 (National Provincial Bank) が株式銀行化している。両行とものにビッグ・ファイブの一翼をになうに至ることは言うまでもなからう。

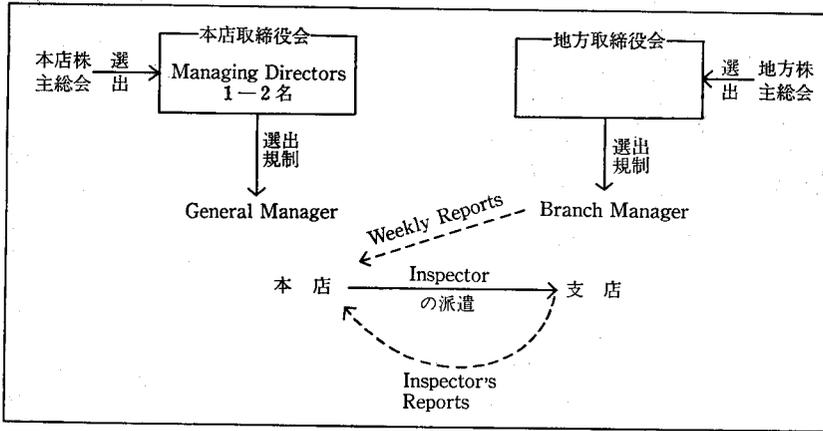
一八七九年法の意義を確定しようとするばあい、いま一つの、一層重要な論点が存在する。すなわち、同法を はさんでそれ以前とそれ以後とは株式銀行の性格に異なる相違が見られるかという点である。これは一八七九年法制定以前の合本銀行と株式銀行との比較によって明らかになる。ここではダン (John Dun) の試みた一八七〇年代前半までの銀行に関する統計分析に依拠する

こととするが、そのばあいの対象は純粹ロンドン銀行とロンドン地方銀行とに限定されう。というのは、地方株式銀行を主軸とする銀行合同運動は金融業務のロンドン集中傾向と相即不離の關係にあったため一八七九年法以後の活潑な合同運動の結果として生成してくる銀行の型は純粹ロンドン銀行および——それ以上に——ロンドン地方銀行によって代表されうると考えられるからである。そこで、まず、表2と表3とから「支店制株式預金銀行」の原型を求めるところにしよう。表2によれば、支店制の進展度、預金銀行化の程度および株主による銀行の会社形態（株式銀行か合本銀行か）の選好度⁽⁶⁾——もしくは銀行の社会的信用度——のいずれについてみて一八七九年のものとはじめて株式銀行化した合本銀行の方がまさっていることがわかる。換言すると、同法制定前の株式銀行はそれ以後の株式銀行の先駆形態をなすものではなかった。前者は、表3より、比較的新しく設立されたものがほとんどであり、しかもそれらの設立時期は一八六〇年代に集中していることが判明する。実際に、これらの銀行の大部分は一八六二年統合会社法以後の投機的株式銀行創業ブーム——いわゆる「銀行熱狂」(Banking Mania)⁽⁷⁾——に便乗して設立されたのである。

こうした株式銀行の大半がオーヴァーランド・ガーニー商会の倒産に端を発する一八六六年恐慌の時期までに消滅してしまふことは周知の通りである。したがって「支店制株式預金銀行」の先駆けをなしたのは、ひとまず、一八七九年法以前の、「支店制合本預金銀行」とでも名付けるべきものであったと考えることが許されよう。つまり、イングランドにおける「商業銀行」化の方向は、さしあたり、「支店制合本預金銀行」→「支店制株式預金銀行」という図式によって示されう。それでは「支店制合本預金銀行」の原型あるいは、この図式のあてはまるような発展傾向はどのような発生過程をたどったのであろうか。これがつぎの問題である。

この原型をナショナル・プロヴィンシャル銀行およびアイルランド・プロヴィンシャル銀行 (Provincial Bank of Ireland) に求めることはつぎの二つの理由からして妥当性をもつと言えよう。第一に、両行が最も早熟的かつ大規模に支店制度を進展させた点であり、第二には、同時代人の著作や合本銀行に関する議会調査委員会の報告によって確認されることだが、とりわけナショナル・

図1 1830年代のイングランドの合本銀行における典型的な本=支店管理組織



出典：G. M. Bell, *Philosophy of Joint Stock Banking*, 1840., pp. 11—14 および pp. 25—26.

プロヴィンシャル銀行の支店管理組織(II)「地方取締役会 (local board of directors)」制度⁽⁹⁾が一八三〇年代のイングランドにおいては一般的なものであった点である。図1は、「帝国銀行 (anglo-colonial banks)」の1つであるオーストラリア特許銀行 (London Chartered Bank of Australia) の総務係 (secretary) であつたシムン (G. M. Bell) という人物が描いた当時の「一般的な支店管理の概要を図解したものである。ベルの語っているところにしたがつて図1に説明を加えておこう。まず、本店について。(イ) 株主総会において株主の中から取締役がえられ取締役会 (Board of Directors または Court of Directors) が設置される。(ロ) 取締役会によって取締役の中から銀行業務に専念する専務取締役 (managing director) が一名ないし二名選出される。(ハ) 取締役会はさらに一名の総支配人 (general manager) を選出する。総支配人は取締役会の監督に服する。つぎに、支店について。(イ) 支店支配人は支店の置かれている地方の取締役会 (local board) によって選出され地方取締役会はその地方の株主の中から地方株主総会によって選出された取締役から成る。(ロ) 地方取締役、支店支配人および支

店業務は完全に本店の統御下にある。(ハ) 本店取締役 (General directors) が銀行の経営を効果的に実施する目的のために支店の各勘定の抜すいをそえた報告書が毎週支店から本店に送られる。(ニ) さらに、本店から派遣される支店検査役 (Inspector of Branches) の報告書が定期的に本店の取締役会に送付される。これらの本支店管理組織の概略がナショナル・プロヴィンシャル銀行の「ばあい」に妥当することは別の史料から確認されうるが、ここでは触れない。⁽¹¹⁾

ところで、さきの図式に関連していま一つの注目すべき史実が存在する。以上の両行の設立に際して理念的にも現実的にも中心的役割を演じた人物がジョープリン (Thomas Joplin) であったことは言うまでもないが、⁽¹²⁾ その彼の影響力が植民地銀行の一つであるオーストララシア銀行 (Bank of Australasia) の設立にも及んでいるということである。同行は英本国の資本とロンドンからのコントロールによりオーストラリア植民地で活動することを目的とした「帝国銀行」のなかで「イノベーターかつ先駆者としての誇るべき地位」⁽¹³⁾ を得た。その設立計画が具体化された頃に同行の総支配人としてジョープリ

ンの名があげられたが実現はしなかった。しかし同行の設立証書 (Deed of Settlement) がアイルランド・プロヴィンシャル銀行のそれにならって起草されたことにより彼の理念は間接的に実を結ぶこととなった。⁽¹⁴⁾ 一八三五年の設立時において同行は、当面の議論とのかかわりで重要性をもつ若干の諸特徴をそなえていた。設立の基礎となった特許状の第五条は同行の株主に対して「二重責任 (Double liability)」——「追払債務」の原型——を課しており、また支店管理組織としては初発から「地方取締役会」制度が採用されていた。⁽¹⁵⁾ そのばあい、シドニー店の総支配人が支店検査役を兼務して強大な管理権を掌握していた。さらに「利子を支払うこと」によって預金を吸収する「政策」⁽¹⁶⁾ はオーストラリアでは同行設立の一年前に競争銀行たるシドニー商業銀行 (Commercial Banking Company of Sydney) によって最初に試みられたが同行もまたこの「政策」を踏襲した。すなわち、オーストララシア銀行は、発券・外国為替業務を営み特許状によって株式銀行化した点を別にすると、「支店制株式預金銀行」という体裁をすでにとのえていたのであり、その意味において先駆的な発展傾向をいち早く体现

したと言つてよからう。しかもその発展傾向はジョブリンのめざした方向に合致していたのである。彼は、従来の銀行が収益性の低い諸産業に資金を固定し適切なリスク拡散が不可能なほどに活動分野をせばめてきたために危殆に瀕してきた、として組織 (constitution) の面から新たな銀行像を構想した最初の人物であった。⁽¹⁸⁾ そのばあいの組織とは広義における支店銀行制度であるが、彼の考えていたのはたんなる支店ではなく「地方株主と地方取締役会とをそなえた独立の会社」⁽¹⁹⁾ としての支店を基礎とした銀行組織であった。これは分権的支店制度を非常に重視した考え方であり、まさしく既述の「地方取締役会」制度にほかならない。そしてオーストラリア銀行こそは曲りなりにも彼の銀行構想を最初に実現した株式銀行であった。⁽²⁰⁾

(1) David K. Sheppard, *The Growth and Role of UK Financial Institutions 1880—1962*, 1971, pp. 118—9.

(2) 拙稿「イギリス預金銀行の支店管理組織と対外関係 (一八九一—一九一三年)」——*ランド銀行の動向を中心に——*、『金融経済』一五一号 (一九七五年) 参照。

(3) Joseph Sykes, *The Amalgamation Movement in English Banking 1825—1924*, 1926, p. 34 キヤム Pp. 38

—9, 参照。

(4) E. ヤッフエ『イギリスの銀行制度』(三輪悌三訳)、一九六五年、二九一頁および二九六—七頁、参照。

(5) 西村閑也「イギリスの銀行合同運動について——再論——」(三・完)、『金融経済』七八号 (一九六三年)、参照。

(6) 一八七九年以前には合本銀行が選好され一八七九年法以後には株式銀行が(とりわけ個人銀行との対比において)選好された。

(7) A. S. J. Baster, *The Imperial Banks, 1929*, p. 124.

(8) *Ibid.*, pp. 127—130.

(9) この点については(2)の拙稿参照。

(10) イギリス資本によって統御・資金融通の行なわれる植民地の銀行のことを意味する。Baster, *op. cit.*, p. 18.

(11) (2)の拙稿、参照。

(12) 「帝国銀行」の推進者であると同時に「支店制合本預金銀行」の創設者でもあったのはジョブリン・グループ (Joblin group) と称される銀行企業家たちであった (Baster, *op. cit.*, p. 120)。

(13) S. J. Butlin, *Australia and New Zealand Bank, 1961*, p. 21.

(14) *Ibid.*, pp. 22—23.

(15) 「追払債務」をともなう有限責任制は「帝国銀行」の特許状に規定されたが植民地で活動する銀行株式会社に課する法的規制 (Regulations) のなかで明確に表現され

ている。そうした有限責任制は一八四〇年のレギュレーション第八條、それを改正した一八四六年のレギュレーション第一七條に規定されている(各条文については、Robert Chalmers, *A History of Currency in the British Colonies*, 1893, pp. 429—34, 参照)。注意すべきことは、一八七九年法のばあひには「追払債務」の大きさが定められていなかったのに対してこれらのレギュレーションのばあひにはいづれも「応募株式額面額の倍」(「二重責任」という文言が明記されている点である。なお、「追払債務」規定が「帝国銀行」の特許状に登場した一八三〇年代にはアメリカ合衆国においても「追払債務」が現われている。

それは一八三五年のジョージア州法においてであり同法は州内で株式銀行の設立を認可するばあひに銀行特許状のなかに「追払債務」とでも称されるべき規定をもち込むことを条件とする旨を定めている (Joseph Van Fenstermaker, *The Development of American Commercial Banking: 1782—1837* 1963, p. 40)。

- (16) Butlin, *op. cit.*, p. 25 および p. 29, 参照。
- (17) *Ibid.*, p. 5.
- (18) Hartley Withers, *National Provincial Bank 1833 to 1933*, 1933, p. 20.
- (19) *Ibid.*, p. 17.
- (20) これと同型の銀行は一八三七年にも設立されている。オーストラリア・ユニオン銀行 (Union Bank of Austr-

alia) がそれである。同行の創業に際してはナショナル・プロヴィンシャル銀行の設立にあたってジョブリンの協力者となり彼の従兄弟でもある(ンガ) (George Fife Angus) が取締役として参加した (Baster, *op. cit.*, pp. 65—7)。なお、ジョブリン・グループのなかでアングス以外に「帝国銀行」の取締役となったのはアイルランド・プロヴィンシャル銀行の取締役ファラー (Oliver Farrer) (オーストラリア銀行と英領北アメリカ銀行 (Bank of British North America) の取締役) とライト (John Wright) (オーストラリア銀行の取締役) とである (*Ibid.*, p. 120)。

四 まとめ

前節で展開した議論をとりまとめるとつぎのように要約されるであろう。支店管理組織および会社形態という観点のもとではイングランドにおける「商業銀行」は、ジョブリンの理念がひとまずイングランドの合本銀行に具体化され続いて植民地の株式銀行に継承されるという形で発生した。後者は「追払債務」をともなう有限責任制に基づく「支店制合本預金銀行」という形態をとった株式銀行であるが、それをイングランドにおける株式銀行の一般的形態たらしめたものが一八七九年法であった。

かかる意味において同法はイングランドの銀行史のうえで画期的意義をもったと言わねばならない。

本稿の骨子は以上の通りであるが、一八七九年法のもたらした結果について補足的にふれておくべき論点がいま一つ残されている。一八七九年のバンカーズ・マガジン誌において同誌編集者は株主の有限責任が銀行にとつて二通りの相対立した諸結果をもたらすことになろうと論じている。⁽¹⁾ 第一に、損失をおかしても株主のリスクが制限されるから冒険的事業にかかわろうとする銀行の志向を強める。これは一八六二年会社法の帰結であった。第二に、預金者の信用が合本銀行のばあいにくらべて低くなる可能性があるから「最もつましく慎重な経営管理」を追求して預金者の信用を高めようとする傾向が現われ、さらに株主層が拡大される結果として一層すぐれた資質をそなえた取締役の選任される可能性が高まる。この二番目の指摘はきわめて興味深い歴史的展望を与えている。というのは一八七九年法がこうした帰結を現実化する出発点となったことはのちの歴史が物語っているからである。とりわけ、世紀転換期にミッドランド銀行(London, City and Midland Bank)の専務取締役ホー

ルデン(E. H. Holden)によって実施された、集権化と分権化との統一的確保をめざした組織革新——全国的支店網管理のための「連帯総支配人」体制の構築⁽²⁾——はこの点に關して必要十分な証明を与えている。これとの関連で、若干の展望をこめて「地方取締役会」制度のもつた独自の歴史的意義にも触れておこう。ミッドランド銀行の「連帯総支配人」体制を典型とする国内支店管理面の革新が進むなかで「地方取締役会」制度はそれとは次元を異にする役割をになうようになった。第一次大戦後、ビッグ・ファイブ体制が確立したのち、ロンドンの巨大株式銀行は新たな動きを示した。戦前には植民地とロンドンをつなぐパイプ役として「帝国銀行」が圧倒的地位を占めていたのだが、大戦後になるとビッグ・ファイブ銀行は直接的に植民地への進出を企てるようになる。⁽³⁾ それは植民地やその他の諸外国において活動する諸銀行の合併(↓支店化)の動きである。そしてこのばあいの支店管理方式としてあげられたのが「地方取締役会」制度にほかならない。⁽⁴⁾ そこで、従来のロンドン対イングランドの地方という関係はロンドン対植民地関係に置き換えられ、植民地Ⅱ地方という位置づけがまさに

「地方取締役会」制度のなかに表現されたのであった。

(1) *The Bankers' Magazine*, Vol. 39 (1879), pp. 289—293.

(2) この点については、前節(2)の拙稿、参照。またホールデンが株式銀行の先頭に立って「旧体制 (The Establishment)」——マーチャント・バンカーとインダストリアル銀行とを二大支柱とする一九世紀的なシティの構造——を掘り崩していく過程については、Marcello de Cecco, *Money and Empire—The International Gold Standard, 1890—1914*, 1974, p. 127 以下、参照。

(3) Baster, *op. cit.*, Chapter VI, 参照。

(4) この主唱者はバーレー銀行 (The Barclays Bank)

の頭取グッドインナフ (Frederick C. Goodenough) である。彼が本国に植民地関係を一層強固にするという目的から植民地における「地方取締役」の設置を力説した経緯については、*Ibid.*, p. 239, 参照。

〔追記〕 本稿は『経営史学会』第一四回大会における筆者の自由論題報告に加筆・訂正を施したものである。なお、この大会報告は私のゼミテンであった故森島二郎君の卒業論文報告にヒントをえてできたものである。彼の協力に感謝するとともに、いたましい死をとげた彼の冥福を祈る意味において本稿を彼の霊前に捧げたいと思う。

(一橋大学専任講師)